

改正産業廃棄物処理法セミナー

□日時:平成23年5月26日(木)14:00～ □場所:島根県商工会館(松江市母衣町)

□講師:EA21オフィスSK EA21 審査人 川上 誠一 氏



2010年5月に廃棄物処理法が改正され2011年4月1日に施行になったポイントについて解説した。

はじめに産業廃棄物とは、事業活動によって生じた廃棄物のうち、法律で20種類が定められており、具体的な例で示されている特定の産業から排出された産業廃棄物以外が一般廃棄物となることを配付資料で再確認し、今回の改正では、産業廃棄物の適正処理を確保するため、排出事業者の責任が強化・徹底されていることを強調した。

説明は、排出事業者、建設事業者、収集運搬業者、産業廃棄物処分業者・処理施設設置者に区分して、共通する内容、またそれぞれが該当する部分を解説した。

【排出事業者の主な改正ポイント】

- ①設置許可施設の設置者を対象としていた帳簿の備え付けの義務の対象事業者の拡大
- ②マニフェストの保存義務と徹底(すべてのマニフェスト 保存期間5年)
- ③産業廃棄物引き渡し時のマニフェスト交付の徹底と罰則
- ④多量排出事業者処理計画書の作成と報告方法(マニュアルあり 保健所に相談)
- ⑤処理業者から事故等により適正に収集・運搬又は処分が困難となるおそれが発生、通知された場合の報告
- ⑥事業者による処理状況の確認の努力義務(委託先の処理状況を確認し、適正処理措置を講じる)
- ⑦報告徴収及び立入検査の対象を関係者及び関係場所に拡大
- ⑧法人による不法投棄等の罰則上限の引き上げ(1億円→3億円)